# 品川区の新しい総合事業

予防給付(予防訪問・通所介護)から 総合事業への移行後の現状

لح

総合事業のこれから

品川区 福祉部 高齢者福祉課 支援調整係長 高桑 春彦

### 1.品川区の概要



- **人口**(平成27年4月1日) **373,732**人
- 高齢者人口/高齢化率
- **要介護認定者**(27年5月末)

14,079人(17.2%)

・介護度別内訳

要支援者 4,817人(34.29

要介護者 9,262人(65.8%)

■ 26年度介護保険給付費(見込み)

205億円程度

■ 第6期(27~29年度)介護保険料

基準額:5,300円

(第5期 4,700円)



		総数	男	女	構成比
年少人口	( 0歳~14歳)	41,090	20,900	20,190	10.99%
生産年齢人口	(15歳~64歳)	253,903	128,897	125,006	67.94%
高齢人口	(65歳 以上 )	78,739	33,496	45,243	21.07%
うち後期高齢者	首人口(75歳以上)	37,169	13,617	23,552	9.95%
%)	THE T	$\sim$	mark?		~~

# 2.事業開始にあたって

- 現状の要支援利用者がサービスを継続利用できることを基本とする。
- 現行の事業(介護予防事業を含む)をベースとしつつ、現状のサービス 提供上の課題等をできる限り整理・解消するよう努める。
- 費用については、事業の安定的な継続を考慮しつつも、制度改正の趣旨・介護報酬改定等をふまえ、費用の抑制を図りつつ適切な費用設定を行うものとする。
- 指定事業者の人員・設備等基準については、原則として国基準省令・東京都基準条例等に準拠して、一体的な運用を基本とする。
- 実施時期について:平成27年4月から実施する。
- <u>原則として、4月以降において予防訪問介護・予防通所介護の**予防給**</u> 付は行わない。(更新期を待たず一斉に切り替えることとする。)
- なお、新たなサービスの創出にあたっては、地域の実施主体の自主性を 損なうことがないよう、地域資源の把握やしくみづくりなどについて効果的な効率的な枠組みを継続して検討していく。

# 3.総合事業の全体像



#### 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

訪問型サービス (第1号訓問事業) ・現行の訪問 ①訪問介護 **企工機能** 

②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービ

•多様な サービス

多様な

サービス

- ③訪問型サービスB(住民主体による支援) ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
- ⑤訪問型サービスD(移動支援)

介護予防•生活 支援サービス 事業

通所型サービス (第1号诵所事業) •現行の通所 ①通所介護 介護相当

- ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービ
- ③涌所型サービスB(住民主体による支援)
- ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

(従来の要支援者)

- ・要支援認定を受け た者(要支援者)
- 基本チェックリスト 該当者(介護予防・ 生活支援サービス

-般介護予防事業

関わる者

・第1号被保険者の全ての者

その支援のための活動に

その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)

介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる 白立支援に資する生活支援(訪問型サービ ス・通所型サービスの一体的提供等)
- ※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を 踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

品川区の総合事業

予防訪問事業(A3)

生活機能向上 支援訪問事業 (A3)

管理栄養士派遣 栄養改善事業

防マネジメ

要支援 者が利 用して いる予 防サー

ビスの 円滑な 移行

予防通所事業(A7)

いきいき活動支援 プログラム(A7)

> 予防诵所事業 と組合せて自 立活動を支援

はつらつ健康教室 (旧二次予防事業)

多様な介護予防事業

#### ①介護予防把握事業

- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- 40一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防• 日常生活 支援総合 事業 (新しい 総合事業)

### 4.予防訪問事業(A3)



### ● 予防訪問事業の種類と内容等

#### (1) 予防訪問事業 I

(内容) 原則として予防訪問介護と同様のサービスとする。

(利用回数)

週**1**回の利用とする。

(サービス提供時間)

1回45分程度(~60分)とする。

#### (2) 予防訪問事業Ⅱ

(内容) (サービス提供時間) 予防訪問事業 I と同様とする。

(利用回数)

週2回の利用とする。

### ● 費用設定の考え方

- ▶ 新報酬を参考に端数整理等により一定の逓減を図る。
- ▶ 週2回を超える場合には、週2回に必要回数を加算とする。(上限5回までとする。)
- ▶ 初回加算・生活機能向上連携加算を維持する。

### 4-2.予防訪問事業の費用等



費用案は単位数。1単位は11.4円

事業名	週利用回数	摘要	費用	算定単位	基準等	給付率	コード	給付率	コード
		基本	1,150	1月につき		90%	A3 1001	80%	A3 1011
		基本•日割	280	1回につき(上限1月3回)	一体的な運用により介護	90%	A3 1004	80%	A3 1014
予防訪問事業 I	(週1回)	初回加算	200	初回	報酬基準に準拠	90%	A3 1031	80%	A3 1041
		生活機能向上連携加算	100	1月につき		90%	A3 1032	80%	A3 1042
		処遇改善加算相当	55	1月につき	独自基準	90%	A3 1091	80%	A3 1095
		基本	2,300	1月につき	一体的な運用により介護 報酬基準に準拠	90%	A3 1002	80%	A3 1012
		訪問事業Ⅱの増回分加算	280	1回につき(上限1月5回)	独自基準	90%	A3 1003	80%	A3 1013
予防訪問事業Ⅱ	(週2回)	基本•日割	280	1回につき(上限1月7回)		90%	A3 1005	80%	A3 1015
计时间间争末工	(2021)	初回加算	200	初回	一体的な運用により介護 報酬基準に準拠	90%	A3 1031	80%	A3 1041
		生活機能向上連携加算	100	1月につき	INDUETI-TIA	90%	A3 1032	80%	A3 1042
		処遇改善加算相当	110	1月につき	独自基準	90%	A3 1092	80%	A3 1096

#### 【補足事項】

- \*処遇改善加算相当について・・・国保連の審査支払システム上、率での設定ができないため、基本単位の概ね4.8%相当単位をセットする。
- \*週2回を超える必要がある場合には、**予防訪問事業Ⅱについてのみ**に増回数分(1月5回を上限)を必要に応じて加算する。(一律機械的に付与されるものではないこと。)

# 5.生活機能向上支援事業(A3)



### ● 生活機能向上支援訪問事業の種類と内容等

#### (1) 生活機能向上支援訪問事業 I

(内容) 原則として予防訪問事業のうち、身体介護を除き、自立支援・介護予防の観点による生活援助中心のサービスとする。

(利用回数) 週1回の利用とする。

(サービス提供時間) **1**回**60**分程度とする。

#### (2) 生活機能向上支援訪問事業Ⅱ

(内容) (サービス提供時間) 生活機能向上支援訪問事業 I と同様。 (利用回数) 週**2**回の利用とする。

### ● 費用設定の考え方

- ▶ 予防訪問事業のサービス内容から身体介護相当(20%程度)を逓減した費用を設定する。
- ▶ 初回加算を維持する。
- ▶ 特定の事由について、時間超過が必要な場合には30分程度の加算を設定する。(上限5回まで)

### 5-2.生活機能向上支援事業の費用等



費用案は単位数。1単位は11.4円

事業名	週利用回数	摘要	費用	算定単位	基準等	給付率	コード	給付率	コード
生活機能向上 支援訪問事業 I		基本	1,000	1月につき	一体的な運用により介護報	90%	A3 1051	80%	A3 1061
		基本・日割	250	1回につき(上限1月3回)	酬基準の一部を緩和(人員 基準等の緩和については、	90%	A3 1053	80%	A3 1063
	(週1回)	初回加算	200	初回	実施状況をふまえ検討)	90%	A3 1031	80%	A3 1041
		(新規)時間超過加算	40	1回につき(上限1月5回)	独自基準	90%	A3 1033	80%	A3 1043
		処遇改善加算相当	45	1月につき	独自基準	90%	A3 1093	80%	A3 1097
		基本	2,000	1月につき	一体的な運用により介護報 酬基準の一部を緩和(人員 基準等の緩和については、	90%	A3 1052	80%	A3 1062
4 > 7 466 456 - 4- 1		基本•日割	250	1回につき(上限1月7回)		90%	A3 1054	80%	A3 1064
│ 生活機能向上 │ 支援訪問事業 Ⅱ	(週2回)	初回加算	200	初回	実施状況をふまえ検討)	90%	A3 1031	80%	A3 1041
		(新規)時間超過加算	40	1回につき(上限1月5回)	独自基準	90%	A3 1033	80%	A3 1043
		処遇改善加算相当	90	1月につき	独自基準	90%	A3 1094	80%	A3 1098

#### 【補足事項】

- \*処遇改善加算相当について・・・国保連の審査支払システム上、率の設定ができないため、基本単位の概ね4.8%相当単位をセットする。
- \*時間超過加算について・・・生活機能向上支援訪問事業 I ・ II ともに、1回のサービス提供時間が60分を超過する**特定の事由**に対して30分程度の超過分(1月5回を上限)を必要に応じて加算する。(一律機械的に付与されるものではないこと。)

### 6. 予防通所事業 (A7)



### ● 予防通所事業の種類と内容等

#### (1) 予防通所事業 I

(内容) 原則として予防通所介護と同様のサービスとする。

(利用回数) 週

週**1**回の利用とする。

(サービス提供時間) **1**回**2.5**時間以上とする。

#### (2) 予防通所事業Ⅱ

(内容) (サービス提供時間) 予防通所事業 I と同様。 (利用回数) 週**2**回の利用とする。

### ● 費用設定の考え方

- ♪ 介護報酬での要支援区分によらず、週利用回数により費用を設定する。
- ▶ 送迎・入浴は、必要な人に手当するため分離し加算とする。
- ▶ サービス提供時間は、概ね2.5時間を下限のめやすとし、上限は設定しない。(ただし、計算上は概ね4~5時間程度をめやすとしている。)
- ▶ 運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上の各加算を維持する。 (ただし組み合わせによる費用設定はしない。)

# 6-2.予防通所事業の費用等



費用案は単位数。1単位は10.9円

事業名	週利用回数	摘要	費用	算定単位	基準等	給付率	コード	給付率	コード
争未有	迴利用凹剱				<b>基</b> 华守	<del>福刊单</del> 90%	A7 1001	80%	A7 1011
		基本		1月につき					
		基本・日割		1回につき(上限1月3回)	一体的な運用により	90%	A7 1004	80%	A7 1014
		基本・減算(人欠・定超)	710	1月につき	介護報酬基準に準拠	90%	A7 1006	80%	A7 1016
		基本・減算日割(人欠・定超)	175	1回につき(上限1月3回)		90%	A7 1008	80%	A7 1018
予防通所事業 I	(週1回)	送迎	45	片道1回につき(上限1月10回)	独自基準	90%	A7 1021	80%	A7 1031
		入浴	50	1回につき(上限1月4回)	江日圣牛	90%	A7 1023	80%	A7 1033
		運動器機能向上加算	220	1月につき		90%	A7 1041	80%	A7 1051
		栄養改善加算	120	1月につき	一体的な運用により 介護報酬基準に準拠	90%	A7 1042	80%	A7 1052
		口腔機能向上加算	120	1月につき	7 设书的圣中15年及	90%	A7 1043	80%	A7 1053
		処遇改善加算	20	1月につき	独自基準	90%	A7 1091	80%	A7 1093
		基本	2,150	1月につき		90%	A7 1002	80%	A7 1012
		基本・日割	250	1回につき(上限1月7回)	一体的な運用により	90%	A7 1005	80%	A7 1015
		基本・減算(人欠・定超)	1,500	1月につき	介護報酬基準に準拠	90%	A7 1007	80%	A7 1017
		基本・減算日割(人欠・定超)	175	1回につき(上限1月7回)		90%	A7 1009	80%	A7 1019
予防通所事業Ⅱ	(週2回)	送迎	45	片道1回につき(上限1月20回)	独自基準	90%	A7 1022	80%	A7 1032
		入浴	50	1回につき(上限1月8回)	14日在十	90%	A7 1024	80%	A7 1034
		運動器機能向上加算	220	1月につき		90%	A7 1041	80%	A7 1051
		栄養改善加算	120	1月につき	一体的な運用により 介護報酬基準に準拠	90%	A7 1042	80%	A7 1052
		口腔機能向上加算	120	1月につき	7 成批別坐干に干渉	90%	A7 1043	80%	A7 1053
		処遇改善加算	40	1月につき	独自基準	90%	A7 1092	80%	A7 1094
Ⅰ・Ⅱ共通	サ	ービス提供体制加算 I	72	1月につき	独自基準	90%	A7 1044	80%	A7 1064
1.11 共畑	サ	―ビス提供体制加算 Ⅱ	48	1月につき	独自基準	90%	A7 1045	80%	A7 1065

【補足事項】 \* 処遇改善加算相当について・・・基本単位の概ね2.0%相当単位とする。 \* 送迎・入浴は、真に必要とされるものに対して実施した場合に加算措置する。 \* その他加算は、それぞれ実施した場合に加算措置する。

# 7.いきいき活動支援プログラム(A7)

- **目的:** 予防通所事業の利用から引き続き、一体的な運用により効果が期待できる「いきいき活動支援プログラム」を創設し、利用者の自立支援・介護予防を促進するとともに、事業所独自の取り組みを支援・評価する。
- 内容: 予防通所事業(5時間程度)から引き続きアクティビティや余暇活動などにおいて、利用者が主体となって行う「いきがい活動」等の活性化を目指して支援を行う事業・サービスとする。

#### (1)いきいき活動支援プログラム I

(内容) 事業者(所)からの届出により、区が承認したものとする。

(利用回数) 週**1**回の利用とする。

(サービス提供時間) 1回3時間程度とする。

#### (2) いきいき活動支援プログラムⅡ

(内容) (サービス提供時間) いきいき活動支援プログラム I と同様。

(利用回数) 週**2**回の利用とする。

# 7-2.いきいき活動支援プログラムの費用等



費用案は単位数。1単位は10.9円

事業名	週利用回数	摘要	費用	算定単位	基準等	給付率	コード	給付率	コード
いきいき活動支援 プログラム I (週1回)	(1周1同)	基本	450	1月につき	一体的な運用により介護報	90%	A7 1151	80%	A7 1161
	(週 凹)	基本•日割	100	1回につき(上限1月3回)	酬基準に準拠	90%	A7 1154	80%	A7 1164
いきいき活動支援		基本	800	1月につき	一体的な運用により介護報	90%	A7 1152	80%	A7 1162
プログラム Ⅱ	(週2回)	基本•日割	100	1回につき(上限1月7回)	酬基準に準拠	90%	A7 1155	80%	A7 1165

● 予防通所事業から引き続き、自立支援・介護予防に資する独自事業の積極的な実施を評価する。



### 8.予防訪問・通所事業の状況

◆ 予防訪問事業(A3)												
	3月予防給	付実績	4月移行数(推定)									
	事業所数	利用者数	事業所数	利用者数								
全体	107事業所	1,277人	80事業所 (74.8%)	1,210人 (94.8%)								
区内			54事業所	1,150人								
区外			26事業所	60人								

◆ 予防通所事業(A7)											
	3月予防給	付実績	4月移行数(推定)								
	事業所数	利用者数	事業所数	利用者数							
全体	116事業所	1,757人	108事業所 (93.1%)	1,640人 (93.3%)							
区内	<u>_</u>		67事業所	1,457人							
区外			41事業所	183人							

- \*3月給付実績の うち、対応事業 所により当該事業所の利用者が そのまま継続された場合の移行人数(推定)
- \*差分は、総合事業未対応または 未届け事業所分
- \*通所事業と引き 続く「いきいき 活動支援プログ ラム」承認事業 所=39事業所

### 9.介護予防ケアマネジメント



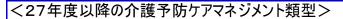
- 介護予防ケアマネジメントの強化・推進(円滑移行のための措置)
  - 平成18年度から強化している介護予防ケアマネジメントの充実を図る。
  - 事業移行にあたっては、改正趣旨をふまえつつも、 これまでのサービス提供を維持した円滑移行を 行う。
  - また、関係者が一体となって利用者への説明・周知等の支援を行う。(予防プランの見直しにおいても同様。)

#### ● 介護予防ケアマネジメント費の設定

• 費用は、総合事業への促進を図る観点から介護予防支援費と同等とする。 また、簡略型、初回型は内容の簡素化をふまえた費用設定とする。



# 9-2.介護予防ケアマネジメント費用等



類型	ケアプラン	利用サービス		開始月	翌月	翌々月	3ヵ月後
従来型ケアマネジメント		指定事業所の介護予防給	サービス担当者会議	0	×	×	0
予防給付とサービス事業を併用		付サービス	モニタリング	_	0	0	0
基本:(430単位)			報酬発生	基本+初回	基本	基本	基本
初回:(300単位)							-

原則型ケアマネジメント		指定事業所のサービス	サービス担当者会議	0	×	×	0
		①予防訪問事業	モニタリング	_	0	0	0
従来型相当 基本:(430単位)		②予防通所介護事業	報酬発生	基本+初回	基本	基本	基本
初回:(300単位)	作成あり	専門職による短期集中型の 予防サービスー未定	※総合事業のマネジメントい。次回評価月の開催とす		のサービス担当	者会議の開催	は必須ではな
簡略型ケアマネジメント		指定事業所のサービス	サービス担当者会議	△ (必要時)	×	×	×
		①生活機能向上支援訪問 介護	モニタリング	_	×	×	0
75%相当 基本:(300単位)			報酬発生	基本+初回	基本	基本	基本
初回:(300単位)		指定事業所以外のサービス 未定	※モニタリングの時期は適宜 ので注意。	T設定することで	<sup>™</sup> 可とするが、サ	ービスにより取打	扱いが異なる
初回型ケアマネジメント	作成なし	その他(委託・補助)のサービス	サービス担当者会議	×	×	×	×
	(	一般介護予防事業	モニタリング	_	×	×	×
50%相当 基本:(200単位) 初回: なし	ケアマネジメント結果の通知	※H27.4当初、マネジメントC によるサービスは未定	報酬発生	基本	×	×	×

※国の総合事業ガイドライン案をもとに作成



- 27.4~5の実績
- 基本チェックリストの実施による事業対象者
  - = 133件
- \*内訳:
- ·新規 **112**件
- ・更新を行わず に事業対象者 とした **21**件
- ○認定申請件数に 大きな変化は出 ていない。
- ○更新対象者では、 調査を回避する 動きが出始めて いる。今後増加 が見込まれる。

### 10.現時点における課題

#### ■ 実施できた背景

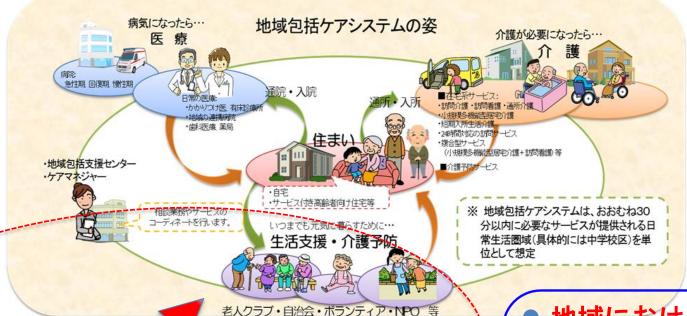
- 事業者(在宅介護支援センター・介護サービス事業者)との相互理解
  - 事業者への丁寧な対応
  - 事業者の意見を聞く機会の確保
  - 事業者との緊密な情報共有
  - 給付ソフトベンダーの迅速な対応
- 品川区在宅介護支援システムの効果
  - 在宅介護支援センターを統括する機能(在宅ケアプラン8割を把握)

事業者の後押し(協力)

- 予防プラン、給付請求データの活用
- 国保連のバックアップ
  - 費用請求等のシステム理解 ←→ 指導助言
- 他の保険者の対応の遅れ
- 保険者内部の迅速な意思決定

# 10.これからの総合事業の充実にむけて

- 多様な主体と の役割分担の 整理
- ↑ 行政 保険者 としての支援 のあり方等の 検討



#### 地域住民の参加

生活支援の担い手

としての社会参加

#### 生活支援サービス

〇二一ズに合った多様なサービス種別 〇住民主体、NPO、民間企業等多様な 主体によるサービス提供

- ・地域サロンの開催
- ・見守り、安否確認
- •外出支援
- ・買い物、調理、掃除などの家事支援
- ·介護者支援 等

#### 高齢者の社会参加

〇現役時代の能力を活かした活動

- 〇興味関心がある活動
- 〇新たにチャレンジする活動
  - •一般就労、起業
  - ·趣味活動
  - ・健康づくり活動、地域活動
  - ・介護、福祉以外のボランティア活動等

- 地域における 自主的な活動 を尊重
- 行政・保険者 としてのしく み・枠組みの 簡素・効率化

# おわりに・・・



まだまだ解決すべき課題が山積しています。

しかし、区民サービス向上のためには、関係者のみなさまとさらに協働して進めていくことが重要です。

今後も関係者のみなさまと十分に意見交換をしていきたいと 考えています。

品川区内ケアマネジャー・介護事業者をはじめ関係するすべ てのみなさまに改めて御礼を申し上げますとともに、

早朝より、ご参加・ご清聴いただきましたみなさまの少しでもお役に立てれば幸いです。これからのご活躍を心よりお祈り申し上げます。

ありがとうございました。